

## ○災害救助法（抄）

（昭和22年10月18日）  
（法律第118号）

最近改正 平成14年5月31日法律第54号

（救助の対象）

**第2条** この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。）内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、これを行なう。